

伊豆市

トビウオすくい

漁船に乗って駿河湾を遊覧しながら、トビウオをキャッチできる体験です。採った魚は持ち帰りできます。
とき / 5月29日(金) 30日(土) 6月5日(金) 6日(土) 12日(金) 13日(土) 19日(金) 20日(土) 26日(金) 27日(土) いずれも 20:00 ~ 21:30
ところ / 土肥漁港近海 (大藪漁港前集合)
料金 / 小学生まで1,000円 大人2,000円 *要申込み
定員 / 各日42人
問合せ / 土肥温泉旅館協同組合 電話 0558 98 0523

沼津市

第25回海人祭・第37回沼津水産祭
 初夏の盛漁期に、沼津魚市場を舞台に行われる海人祭と水産祭。さまざまな海のイベントが開催され、新鮮な魚介類など海の幸が思う存分堪能できます。
とき / 5月23日(土)

9:00 ~ 15:00
ところ / 沼津魚市場 IINO・第一市場、沼津港内港ほか
問合せ / 沼津市観光交流課 電話 055 934 4747

三島市

第28回山中城まつり
とき / 5月17日(日) 9:00 ~ 15:30
ところ / 山中城跡公園
内容 / 合戦絵巻「山中城悲話」、愛鷹太鼓、スポーツチャンバラ、農兵節、みしまサンバ、剣舞 など
 * 8:00 から 15 分おきに JR 三島駅南口前からシャトルバスを運行。料金は山中城跡公園行き 200 円 (小学生以下半額)
問合せ / 三島市商工観光課 電話 055 983 2656

函南町

猫じまん写真展
 猫じまん写真展の作品を募集します。
テーマ / 自慢したい猫を撮影したもの
応募規格 / 写真は自己の撮影したものに限る。カラー、モノクロいずれも可。サイズは2L(キャビネ版可)かA4サイズ(ワイド不可)
応募方法 / 9月30日(水)までに応募票に記入し写真と一緒に提出(郵送可)。募集要項・応募票は生涯学習課窓口、函南町ホームページで入手できます。
 * どなたでも参加できます。応募は1人1点。写真は台紙などに挟むか封筒に入れて提出(額装、パネル等にはったものは不可)。コンテストは展示期間中の来場者による投票で上位5人を表彰し記念品を進呈。
問合せ / 函南町生涯学習課 電話 055 979 1733

裾野市

五竜みどりまつり
とき / 5月16日(土)9:00 ~ 16:00 17日(日)9:00 ~ 15:00
ところ / 裾野市中央公園
内容 / 植木チャリティー配布(募金形式) 観光物産品・植木展示即売、動物ふれあい広場、模擬店など
問合せ / 裾野市商工観光室 電話 055 995 1825

交通安全は家庭から

酒飲んだ 運転したら ろうや行き
はら とうすけ (大仁小)
 お酒を飲んだら バス、タクシー
わたなべ はるか (葦山小)
 気をつけよう 自転車飛び出し 危ないぞ
みちむね はるな (長岡北小)



交通安全講座コンクール優秀作品
問合せ 安全対策課 電話 055 948 1412

止まる 横断時は必ず止まりましょう
右手をあげる ほかの車に自分があることを示しましょう
見る 右、左、後、前を確認しましょう
聞く 車が近づいている音を確認しましょう
歩いて渡る 横断歩道は走って渡らない 歩いて渡りましょう

新 学期から一カ月。新しい友達と遊ぶ機会も増えてくるころです。子どもたちの行動範囲が広くなり、親の心配をよそに本人たちは少しずつ大人への道を歩んでいきます。近ごろは交通事故だけでなくいろいろな事件、事故があり、家族も気がかりな毎日です。



5つのお約束

止まる
 右手をあげる
 見る
 聞く
 歩いて渡る

子どもの交通事故の多くは、道路に飛び出して車と衝突してしまふことがほとんどです。小さな子どもは、視野



が狭く、視点が低い、ひとつのみに注意が向くと周りのものが目に入らなく、物事を単純に考える、といった傾向があります。そして、視野角の狭さから「車」「自転車」の認識が遅れ、近づくと気が

付かず事故に遭うケースが多いと言われています。子どもたちには、交通事故防止のためにも、「止まる」「右手をあげる」「見る」「聞く」「歩いて渡る」(走って渡らない)の習慣を身につかせませしょう。

また、子どもは大人をよく見えています。大人が手本となつて正しい「交通ルール」を守りましょう。

巡回交通事故相談

県の交通事故相談所の相談員が交通事故に関するさまざまな相談に応じます。相談は無料です。希望する人は事前に安全対策課までご予約ください。

とき 5月22日(金) 10:00 ~ 15:00
ところ 市役所伊豆長岡庁舎市民相談室



ほんのちよつとした心遣いを (市内在住・匿名/女性)
 子どもたちの通学路には、たくさん危険な場所があります。多くの車が勢いよく走り、そのそばを歩いていると、風圧でなんだか車の方に近寄つて行つてしまふうになつたり、傘をさしている、その傘が車に巻き込まれてしまふのではないかと思つたり、狭い道路は車道を歩かなければならなかつたり、店の前の路上駐車と数えたらざりがありませぬ。
 自分たち歩行者が気を付けなければいけないことは、しっかり守ります。でも、運転者もちよつと気をつけてくれたら事故はもつと防げるのではないかと思っています。
 歩いている人がいたら、スピードを落とすとか、路上駐車をしないとかが、ほんのちよつとした心遣いが歩行者を守り、運転者も事故を起こさなくて済むようになるのではないかと思うのです。

クーリング・オフ

悪質商法 撃退編

あなたも狙われるかも! 悪質商法にご用心

今回は、「悪質商法撃退編」として、契約トラブルの際に活用できる規定、「クーリング・オフ」を紹介します。クーリング・オフは、「一定期間、無条件での申し込み撤回または契約を解除できる」という、消費者にとって非常に有利な規定です。訪問販売などで勧誘を断りきれずに契約してしまったなどのトラブルが発生した場合、最も活用できるのがクーリング・オフということになります。

六つのポイント
 無条件で契約を解除できる(消費者側の都合で解除できる)。
 販売業者は、クーリング・オフをされたとしても違約金などの請求はできない。
 商品等の引き取り費用も販売業者負担となる。
 法律で定められた書面の交付を受けた日から八日間(訪問販売の場合)行使できる。



問合せ 観光商工課 電話 055 948 1480

5月は消費者月間です。消費者は自らの権利と責任を、自らの判断で行動して果たしましょう。